

## 1 月定例総会議事録

- 1 日 時 令和2年1月31日（金） 午後2時30分～
- 2 場 所 本庁5階 大会議室
- 3 議 題 別紙のとおり
- 4 出席委員 二木昭治 小澤治人 百瀬友司 小池典子 竹下静江 塩原 正  
古田久人 三村明一 竹淵 浩 塚原一郎 米久保 茂 三溝静夫  
塩原令子 酒井茂典 北澤 稔 田中新一 平林金一郎 山崎憲一  
赤羽 功 荒川浩一 長尾正公 赤羽 章 伊藤正彦 上條幸栄  
神戸 博 橋戸 勝
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局員 溝口局長 川上係長 宮原主査 中澤主事
- 7 協議内容

(1) 開 会 二木会長代理

(2) あいさつ 塩原会長

(3) 議案審査

- ・塩原議長 それでは議事に入ります。本日の議事録署名人は議席番号2番の百瀬委員と3番の山崎人委員でお願いします。

① 議案第1号 農地法第18条6項の規定による通知について

<u>塩尻地区</u>	<u>片丘地区</u>	<u>全6件 承認</u>	
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>全2件 承認</u>	<u>洗馬地区</u>	<u>全4件 承認</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>全2件 承認</u>	<u>北小野地区</u>	<u>全2件 承認</u>

- ・塩原議長 1番を洗馬地区でお願いします。
- ・三溝委員 京都府伏見区〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇番の畑、374㎡外12筆、合計面積10,124㎡を洗馬〇〇〇番地にある〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作につきましては、〇〇〇氏へ中間管理事業を活用して貸借予定となっています。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。同じく2番を洗馬地区でお願いします。
- ・酒井委員 松本市〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇番の畑、面積2400㎡を松本市〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は中間管理事業を活用して耕作する予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見

をお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて3番を片丘地区でお願いします。
- ・竹淵委員 片丘〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します片丘〇〇〇番の畑、面積2,073㎡、外2筆合計面積4,961㎡を片丘〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作については予定があります。地区会としては可といたしました。総会のご意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて4番を片丘地区でお願いします。
- ・塚原委員 片丘〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します片丘〇〇〇番の畑、面積1,377㎡を片丘〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作については予定がありませんと書いてありますけれどもすぐに見つかると思います。地区会としては可といたしました。総会のご意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて5番を片丘地区でお願いします。
- ・塚原委員 片丘〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します片丘〇〇〇番の田2,995㎡、外9筆、合計面積18,403㎡を片丘〇〇〇番地にお住いの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作については予定があります。地区会としては可といたしました。総会のご意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて6番を洗馬地区でお願いします。
- ・塩原委員 洗馬〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇番の田、面積1,766㎡を洗馬〇〇〇番地にお住いの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は、〇〇〇へ売却する予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見ををお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて7番8番を一括して広丘地区でお願いします。
- ・古田委員 7番8番関係がありますので一緒に説明をさせていただきます。まず、8番の方ですけれども、広丘堅石〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します広丘堅石〇〇〇番の畑、面積565㎡外2筆1,824㎡を中間管理事業を活用して7番にあります広丘野村〇〇〇番地にお住いの〇〇〇さんへお貸しして果樹を作る予定でありましたけれども、ある理由がありまして借りられなくなってしまったということです。その事情を説明させていただきますと、場所は、国道の〇〇〇のあるところのJRの線路を挟んで西側の、5・6年前に宅地造成したところの団地の南側にある農地でございます。そこの一部の住民から消毒が良くないということで、果樹は沢山消毒をするので出来ないということになりました。畑ならどうかということで、それもいけないということになりました。そのため、借りる者がいなくなってしまった状況です。次回の2月の農地相談会の時に、地主の方と、地区の市議員の方3名と、区長さんと呼んで話し合うということになっております。今のとこと、どのような結果になるか分かりませんが、地区会としては、とりあえず解約は、可といたしましたので、総会のご意見をお願いいたします。
- ・塩原議長 本件につきまして、委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・竹淵委員 ダメだという話になると、その畑はどうなってしまうのですか？
- ・古田委員 借りてくれる人はいないと思いますけれども、我々の権利は、主張しなければいけないので市議員を中段にたてて意見は、伝えるようにとりあえず、7番8番の解約は、お願いしたいということです。
- ・二木代理 農地中間管理機構は、こういう時にどういう対応をしてくれるのですか？そこまでは、分からない？
- ・古田委員 貸し借りだけなので、解約なら解約をするだけです。
- ・塩原議長 道を挟んでの話だけれども。意見がないようでしたら、広丘地区のこれからの地元での話し合いの推移をみながらやって行きたいということでございますけれども、とりあえず、解約に対しまして、皆様方の承認をお願いしたいと思います。承認される委員の方は、挙手をお願いいたします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて9番を片丘地区でお願いします。
- ・米久保委員 片丘〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します片丘〇〇〇番の田、面積2,417㎡外1筆合計面積4,920㎡を片丘〇〇〇番地にお住いの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は未定と書いてあります。近くの担い手の方に話をして耕作していただく予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。

- ・ 委員 (「異議なし」の声)
- ・ 塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・ 委員 (全員挙手)
- ・ 塩原議長 本件は承認されました。続いて10番を片丘地区でお願いします。
- ・ 竹淵委員 片丘〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します片丘〇〇〇番の畑、面積1,586㎡を広丘吉田〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は売却予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・ 塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・ 委員 (「異議なし」の声)
- ・ 塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・ 委員 (全員挙手)
- ・ 塩原議長 本件は承認されました。続いて11番を北小野地区でお願いします。
- ・ 赤羽委員 富山県射水市〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有します北小野〇〇〇番の畑、面積671㎡を広丘吉田〇〇〇番地にある〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。ドリフトという問題をこの間集約をやる中で、上田原の地域でエリア分けをしてそこを、たまたま、〇〇〇さんが耕作していただいております問題がないということで、一応ブドウを予定をしてこういうことになりました。若者がやる気をもってやろうとしているのでいい結果だというように思っております、後作は〇〇〇さんに売却予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・ 塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・ 委員 (「異議なし」の声)
- ・ 塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・ 委員 (全員挙手)
- ・ 塩原議長 本件は承認されました。12番を同じく北小野地区でお願いします。
- ・ 赤羽委員 北小野〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します北小野〇〇〇番の畑、面積452㎡を広丘吉田〇〇〇番地にある〇〇〇さんが借りて耕作していましたが、親同志話をさせていただいて、続きの畑だということで11番と同じ主旨で当事者合意解約ということで申請がありました。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・ 塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・ 委員 (「異議なし」の声)
- ・ 塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・ 委員 (全員挙手)
- ・ 塩原議長 本件は承認されました。続いて13番を片丘地区でお願いします。
- ・ 竹淵委員 片丘〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します片丘〇〇〇番の畑、面積948㎡外3筆合計面積3,169㎡を片丘〇〇〇番地にお住いの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作については〇〇〇へ賃借予定です。地区会としては可といたしました。総会のご

意見ををお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて14番を洗馬地区でお願いします。
- ・北澤委員 洗馬〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇番の畑、面積2,693㎡を洗馬〇〇〇番地にある〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作については、〇〇〇が耕作予定であります。地区会としては可といたしました。総会のご意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

② 議案第2号 塩尻市農業振興地域の変更申請について

<u>塩尻地区</u>	<u>全1件 承認</u>	<u>片丘地区</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>		<u>洗馬地区</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>全1件 承認</u>	<u>北小野地区</u>

- ・塩原議長 1番を宗賀地区でお願いします。
- ・山崎委員 宗賀〇〇〇番地にある〇〇〇さんが所有します宗賀〇〇〇番地の畑3757㎡の内、74.12㎡を農業用倉庫とするため農振の軽微変更をするものです。農地区分は、10ヘクタール以上の広がりのある農地に属する第1種農地であり、原則、農地転用が認められませんが、農業用倉庫であり許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会のご意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を塩尻地区でお願いします。
- ・二木代理 この案件は、追認申請です。埼玉県川越市〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する金井〇〇〇番の畑190㎡を住宅用地とするため農振の除外をするものです。〇〇〇さんについては、親の代がすでにここへ家を建てたということで、〇〇〇さんは、既に川越市の方へ移って帰ってこない状況にあります。農地区分は、10ヘクタール以上の広がりのある農地に属する第1種農地であり、原則、農地転用が認められませんが、既存敷地の2分の1を超えない拡張であるため、不許可の例外に該当し許可要件を満たします。これは、市で斡旋した空き家の購入ということになりますので、様々な市の申請があるだろうと思います。地

区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決を取ります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

③ 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

<u>塩尻地区</u>	<u>片丘地区</u>
<u>広丘・高出・吉田地区 全1件 承認</u>	<u>洗馬地区 全1件 承認</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>北小野地区 全2件 承認</u>

- ・塩原議長 1番を広丘地区でお願いします。
- ・竹下委員 大門一番町〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが所有する広丘郷原〇〇〇番の畑228㎡外3筆、合計面積4,511㎡を、大門桔梗町〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を北小野地区でお願いします。
- ・赤羽委員 富山県射水市〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します北小野〇〇〇番の畑、面積671㎡を松本市〇〇〇番地にお住いの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて3番を北小野地区でお願いします。
- ・赤羽委員 北小野〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します北小野〇〇〇番の畑、面積452㎡を松本市〇〇〇番地にお住いの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて4番を洗馬地区でお願いします。
- ・三溝委員 洗馬〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇番の畑、面

積186㎡を洗馬〇〇〇番地にお住いの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区会としては可といたしました。総会のご意見ををお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

④ 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

<u>塩尻地区</u>	<u>片丘地区</u>
<u>広丘・高出・吉田地区 全1件 承認</u>	<u>洗馬地区</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>北小野地区</u>

- ・塩原議長 1番を広丘地区でお願いします。
- ・三村委員 本案件は、追認申請です。安曇野市穂高〇〇〇番地にお住いの〇〇〇さんが所有する広丘野村〇〇〇番の畑、面積95㎡を、住宅用地として農地転用するものです。この該当地は、昭和44年に〇〇〇さんの父親が農地法の正規の手続きをしないまま、倉庫・駐車場用地として転用してしまったものです。その当時から現在も倉庫・駐車場として利用しており農地への復旧は困難と思われます。この土地は、市街化調整区域です。農地区分は、周囲を住宅に囲まれた消極的の第2種農地であり、集落に接続し、位置的代替性がなく、周辺農地に支障がないため、許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会の意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

⑤ 議案第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届け出(相続届)について

<u>塩尻地区</u>	<u>全3件 承認</u>	<u>片丘地区</u>	<u>全1件 承認</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>全1件 承認</u>	<u>洗馬地区</u>	<u>全1件 承認</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>全1件 承認</u>	<u>北小野地区</u>	<u>全1件 承認</u>

【報告】 事務局 川上係長 3条届出 8件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。相続届ですので可といたします。

⑥ 議案第6号 農地法第4条の規定による農業用施設の届け出について

<u>塩尻地区</u>	<u>片丘地区</u>	<u>全1件 承認</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>洗馬地区</u>	
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>全2件 承認</u>	<u>北小野地区</u>

【報告】 事務局 川上係長 4条届出（農業用施設） 3件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。農業用施設ですので可といたします。

⑦ 議案第7号 農地法第5条の規定による届け出について

<u>塩尻地区</u>	<u>片丘地区</u>
<u>広丘・高出・吉田地区 全1件 承認</u>	<u>洗馬地区</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>北小野地区</u>

【報告】 事務局 川上係長 5条届出 1件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。市街化区域内ですので可といたします。

⑧ 議案第8号 農地保有合理化促進事業による斡旋適格認定について

<u>塩尻地区</u>	<u>片丘地区</u>	<u>全7件 承認</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>洗馬地区</u>	<u>全3件 承認</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>北小野地区</u>	

- ・塩原議長 1番を洗馬地区でお願いします。
- ・伊藤委員 ○○○が所有します洗馬○○○番の田、面積1,253㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で洗馬○○○番地にお住いの○○○さんに所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。2番を片丘地区でお願いします。
- ・竹淵委員 ○○○が所有します片丘○○○番の田、面積1,239㎡外1筆、合計面積1,569㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で片○○○番地にお住いの○○○さんに所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。3番を広丘地区でお願いします。
- ・古田委員 ○○○が所有します広丘吉田○○○番の田、面積1,111㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で広丘野村○○○番地にお住いの○○○さんに所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。4番を広丘地区でお願いします。



- ・竹下委員 ○○○が所有します広丘郷原○○○番の畑、面積953㎡外2筆、合計面積1,968㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で宗賀○○○番地の○○○さんに所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。5番を洗馬地区でお願いします。
- ・塩原委員 洗馬○○○番地にお住いの○○○さんが所有します洗馬○○○番の田、面積1,766㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で○○○に所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

⑨ 議案第9号 農地利用集積計画について

塩尻地区	全12件	承認	片丘地区	全11件	承認
広丘・高出・吉田地区	全8件	承認	洗馬地区	全7件	承認
宗賀・檜川地区	全2件	承認	北小野地区	全4件	承認

- ・塩原議長 この議案に、対象者がいますので、二木代理、三村委員は、ご退席をお願いします。
- ・塩原議長 塩尻地区からお願いします。
- ・百瀬委員 塩尻地区新規面積4,525㎡筆数2筆、再設定面積19,162㎡筆数23。合計面積23,687㎡25筆、地区会としては可といたしました。総会のご意見を願います。
- ・塩原議長 片丘地区お願いします。
- ・赤羽委員 片丘地区新規面積23,861㎡筆数18、再設定面積5,952㎡筆数3筆。合計面積29,813㎡筆数21、地区会としては可といたしました。総会のご意見を願います。
- ・塩原議長 続いて広丘・高出・吉田地区お願いします。
- ・古田委員 広丘地区新規面積筆数8,239㎡の5筆、再設定面積・筆数11,108㎡6筆。合計面積筆数19,347㎡の11筆すべて可といたしました。総会のご意見を願います。
- ・塩原議長 続いて洗馬地区お願いします。
- ・三溝委員 洗馬地区新規面積36,949㎡筆数32、再設定面積4,800㎡筆数2です、合計面積筆数41,749㎡筆数34です、すべて可といたしました。総会のご意見を願います。

- ・塩原議長 続いて宗賀地区お願いします。
- ・平林委員 宗賀地区新規面積 998 m<sup>2</sup>筆数 1、再設定面積 619 m<sup>2</sup>筆数 1、合計面積 1,617 m<sup>2</sup>筆数 2筆、地区会としてはすべて可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。
- ・塩原議長 続いて北小野地区お願いします。
- ・赤羽委員 北小野地区新規面積 1,245 m<sup>2</sup>筆数 2、再設定面積 4,114 m<sup>2</sup>筆数 3 です、合計面積筆数 5,359 m<sup>2</sup> 5筆、地区会としてはすべて可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。
- ・塩原議長 新規面積総合計 75,817 m<sup>2</sup>筆数 60、再設定面積 45,755 m<sup>2</sup>筆数 38、総合計 121,572 m<sup>2</sup>筆数 98 すべて可といたします。続いて所有権移転を事務局からお願いします。
- ・事務局宮原 (1件3筆報告)
- ・塩原議長 本件につきまして、意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本案件は承認されました。
  
- ・塩原議長 以上で議案案件はすべて終了しました。

#### (4) その他事項

- ①松本農業改良普及センター（北澤主査説明）
- ②農業委員・農地利用最適化推進委員解散会について（溝口局長説明）
- ③農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直し、(次回説明)  
人・農地プランの実質化について（県農政課：青木主査、市農政課上條主事説明）
- ・塩原議長 本件につきまして、意見質問ありますでしょうか。
- ・小澤委員 返信用の封筒を出すようになっておりませが、郵送でもて農政課へ出すということですか？それともあくまでも、回収場所は、そこの所へ持っていかなくてはいけないということですか？
- ・上條主事 返信用封筒に、アンケート用紙を入れていただいて、郵送で送っていただくということです。直接、農政課でも支所でも提出していただいても結構です。
- ・小澤委員 アンケート用紙の回収の項目で、そこまで書いてないので分かりにくい。
- ・上條主事 もう少し分かりやすくしたいと思います。
- ・塩原委員 先日、農政課の方がアンケートを持ってきたが、2月6日に回収にくるので記入しておいてくださいといわれましたが、このことですか？
- ・上條主事 それは、農業センサスのアンケートになります。
- ・伊藤委員 9ページの農地バンクとは、どういうものですか？
- ・青木主査 これについては、おそらく農業開発公社、農地中間管理機構だとかそういうものだと思いますが、また、お調べしてご回答いたします。
- ・伊藤委員 関連して16ページの機構集積協力金とありますが、まとまった農地を中間管理機構に貸せば、協力金を交付するというじゃないと思うけれども、どうい

ことですか？相手を探してから持ってこいと、中間管理機構に貸しちゃえば、お金がもらえると取れるんだけど、それでよろしいですか？

- ・青木主査 これについては、担当ではないので、分かりませんので、県庁へ確認をしてまた、後日ご回答するという事でよろしく願いいたします。
- ・伊藤委員 それと同じページの下から4行目の経営開始時支援する資金を交付しますということは、交付するということは、お金をくれるということですよ？
- ・青木主査 経営開始型については、資金を交付する事務を行うのは、市町村ですけれども、50歳未満の者に対して、資金を年間150万交付する事業になります。
- ・伊藤委員 アンケートの関係で、面積の関係で大きいと言っているのは、どの程度のことをいっているのか、それと、現在、農地を全部貸し付けているという人もいます、貸し付けている人にまでアンケートをするのか教えてください。
- ・上條主事 面積については、各地区ごとで現況面積の大きい方から並べて大きい順にアンケートを実施する方法です。農地をすべて貸していたとしても、アンケートを送るのは、土地の所有者になりますので、所有者の方へアンケートを送らせていただくことになります。
- ・伊藤委員 そうなってくると、直ぐに貸し付けるというところに○してくると思われるので、現在貸し付けているなら貸し付けている欄を設けてもらいたい。
- ・上條主事 どのくらい、面積を貸し付けてますという欄がないと、また、貸し付けるということになってくると大変なので。
- ・伊藤委員 ようするに、面積の小さい人達は、どうでもいいということですね。
- ・上條主事 面積の小さな方については、今回対象とはなっておりません。
- ・伊藤委員 どっちかという3反歩以下の農地が放置されているというのが現状では多いんですが、放置されている農地は、関係ないということですね。ただ、やればいいということじゃいけないと思います。今後、そういったことも考えていただかないといけないと思います。
- ・上條主事 後半の方に検討会等に入った際には、皆さんからご意見をいただいて検討していくことになろうかと思えます。今回のアンケートにつきましては、面積の大きい方からさせて頂くということをお願いいたします。
- ・伊藤委員 洗馬は、ずっと面積大きいんだけど、最低限の面積はどのくらいになるかわからないですか？5反歩以下まではこない？
- ・上條主事 すみません、そこまで集計できておりませんので分かりません。洗馬に関していいますと、全体としては、10,336,455㎡の現況面積に対して、7,235,518㎡の方々になりまして、所有者は、1,091件となります。
- ・伊藤委員 今現在、洗馬は、専門家ということだよ。今野菜作っている農家がばりばりいるということだね。半分は、いかないということだよ。
- ・塩原議長 もう一つだけ質問させていただきます。
- ・二木代理 役員会のときに、「人・農地プラン」というその言葉がポンと出てきても、市民の人達は分からないんじゃないですかということで、お願いをしてきたがそれが全くいかされていないようです。
- ・倉科主事 以前の役員会の時に、「人・農地プラン」という文言ばかり前に出てきても堅

苦しいしということで、文言の整理をしております、文言等修正しまして、アンケートの方お送りしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

- ・塩原議長 本場に、タイミングが悪くて、今農業委員26名ですけれども、その内の半分以上は、あと1ヶ月なんです。モチベーションを保つには、なかなか難しいものがあります。また、新しい農業委員・推進委員がきた場合には、また、説明をしてもらわなければいけないということになりますので、アンケートについては、役員会の意見を取り入れていただいて実施をしていただきたいと思います。

④その他

農業委員・推進委員の活動記録の提出について（溝口局長説明）

2月19日の農業活性化研修会について（中澤主事説明）

(5) 閉 会 二木会長代理

午後4時35分終了